

畿央大学助産学専攻科規則

(目的)

第1条 この規則は、畿央大学（以下「本学」という。）学則第4条の3第2項の規定に基づき、本学助産学専攻科（以下「専攻科」という。）について必要な事項を定める。

(専攻科の目的)

第2条 専攻科は、「徳をのばす」「知をみがく」「美をつくる」を教育の基本理念におき、高潔な人格と助産学についての幅広く高度な学識・技術を身につけた助産師の養成を行なうことを目的とする。

(定員)

第3条 専攻科の定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
助産学専攻科	10名	10名

(修業年限および在学年限)

第4条 専攻科の修業年限は、1年とする。

2 専攻科の在学年限は、2年とする。

(組織)

第5条 専攻科の基礎となり運営にあたるのは、本学健康科学部看護医療学科とする。

2 専攻科に、専攻科長と必要な専任教員を置く。

3 各授業科目等の担当について、特に必要があると認められる場合は、兼務講師等をもってこれにあてることができる。

(授業科目等)

第6条 専攻科の授業科目および単位数は、別表1のとおりとする。

(履修方法)

第7条 専攻科学生は、別表1に定める授業科目を履修し、35単位以上を修得しなければならない。

(修了の認定)

第8条 本学学長（以下「学長」という。）は、専攻科に1年以上在学し、所定の授業科目を履修してその単位を修得した者に、教授会の議を経て、修了を認定する。

2 学長は、本条前項により修了を認定した者に対し、修了証書を授与する。

(入学資格)

第9条 専攻科に入学することのできる者は、日本の看護師免許を有する（取得予定者も含む。）女性で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)大学を卒業した者

(2)学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3)外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4)外国の学校が行なう通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5)我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設にあって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6)専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7)文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

（入学者の選考）

第10条 入学者の選考は学力試験、その他の方法によりこれを行ない、本学入学者選抜委員会による選抜の上、本学教授会の議を経て、学長が合否を決定する。

（入学手続）

第11条 入学者の選考に合格した者は、指定の期日までに、保証人連署の誓約書その他必要な書類に別に定める学費を添えて、入学手続きをしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（休学）

第12条 次の各号のいずれかに該当し、引き続き3か月以上修学することができない学生は、所定の様式による保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

(1) 疾病または負傷により修学が困難なとき。この場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(2) 経済的理由により一時的に修学の継続が困難なとき。この場合は、保証人の申立書その他必要な証明書類を添付しなければならない。

(3) 留学その他教育上有益と認められる活動に従事するとき

(4) 前各号に準ずるやむを得ない事由があると学長が認めるとき。ただし、成績不良その他本人の責に帰すべき事由によるものを除く。

2 健康上の理由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、通算して1年を超えることができない。

4 休学期間は、在学年数に算入しない。

5 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

（授業料等）

第13条 入学金、授業料、教育充実費等の学納金は別表2のとおりとする。

（改廃）

第14条 この規則の改廃は、本学教授会の議を経て学長が行なう。

（規程等の準用）

第15条 この規則に定めのない事項に関しては、本学学則およびその他の規程等を準用する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

区分	授業科目	単位数		修了要件
		必修	選択	
助産学基礎領域	助産学概論	1		必修 7 単位
	性と生殖の形態機能学	2		
	助産と生命倫理	1		
	ヒューマン・ヘルス	1		
	助産学研究	2		
助産学実践領域	フィジカルアセスメント	1		必修 27 単位
	助産診断技術学Ⅰ（妊娠期診断とケア）	2		
	助産診断技術学Ⅱ（分娩期診断とケア）	2		
	助産診断技術学Ⅲ（産褥・新生児期診断とケア）	1		
	周産期ハイリスクケア論	2		
	母乳育児論	1		
	健康教育技術	2		
	臨床推論	1		
	地域母子保健論	2		
	助産管理	2		
	助産学実習Ⅰ（基礎）	2		
	助産学実習Ⅱ（助産診断技術学）	6		
	助産学実習Ⅲ（継続事例）	1		
	助産学実習Ⅳ（地域母子保健・助産管理・ハイリスク）	2		
助産学関連領域	母子の食育実践		1	選択 1 単位以上
	痛みの科学のコントロール		1	
		34	2	修了要件単位数 35単位

別表2

入学金	授業料	教育充実費
170,000円	860,000円	750,000円